

## 埼玉県立精神保健福祉センター運営会議設置要綱

### (目的)

第1条 埼玉県立精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）に精神保健福祉センター運営会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 会議は、次の者をもって構成する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 管理業務部長
- 四 精神保健福祉部長
- 五 社会復帰部長
- 六 精神科救急情報部長
- 七 総務・管理担当主査

### (議長及び副議長)

第3条 議長は、前条第一号の者とする。

2 副議長は、前条第二号の者とする。

3 議長は、会議を代表し、会務を総括する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代理する。

### (審議事項)

第4条 会議は、埼玉県の精神保健福祉の発展を図るために必要な事項であつて、精神保健福祉センターの運営に係る事項を審議する。

### (会議)

第5条 議長は、会議を招集する。

2 議長は、毎月第2月曜日午後1時30分から2時30分まで、第2会議室において会議を開催するものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、その時刻を変更し、又は他の日時若しくは場所において開催することができる。

3 議長は、必要と認めるときは、第2条に規定する者以外のものの出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は、総務・管理担当において処理する。

(会議録)

第7条 総務・管理担当は、会議録を会議の日から遅滞なく調製し、これを1年間保存するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。